

保険・年金 フォーカス

インドの保険監督規制を巡る動向 —IRDAI による一連の改革の状況(その2)—

保険研究部 研究理事 中村 亮一
TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

インドの保険監督当局である IRDAI (Insurance Regulatory and Development Authority of India インド保険規制開発局) は、2022 年 3 月 14 日に、新しい長官として、Shri Debasish Panda 氏を迎えたが、その後 IRDAI は新長官の下で、数多くの規制改革の動きを推進してきている。IRDAI の長官の席は、前任の Subhash Chandra Khuntia 氏が 2021 年 5 月に任期満了を迎えて退任した後、空席となっていたが、9 か月後に Debaish Panda 氏が 3 年の任期で IRDAI 長官に任命された。Shri Debasish Panda 氏は 2022 年 1 月に財務省長官を退職していた。

Shri Debasish Panda 氏の長官就任後のここ 8 カ月における IRDAI の規制改革等の動きについて、2 回に分けて報告しているが、今回はその 2 回目ということで、IRDAI の公表資料に基づいて、さらなる具体的な規制改革の草案の概略等を報告する。なお、IRDAI は、数多くの規制改革等の提案を行ってきているが、今回の報告もそれらの全てを網羅しているわけではないことを申し述べておく。

2—アポイントド・アクチュアリーのための新しい規則

IRDAI は、2022 年 6 月 3 日に、アポイントド・アクチュアリーのための新しい規則の公開草案を公表した¹。

1 | 背景

アポイントド・アクチュアリー (Appointed Actuary (AA)) は、保険会社において重要な法定の役割を果たしている。「2017 年 IRDAI (アポイントド・アクチュアリー) 規則」は、AA の「適格基準」及び「義務 (duties and obligations)」等を規定している。

IRDAI は、ビジネス環境の変化を考慮して、規制を見直すよう要請を受けており、現在の規制はそれに応じて見直されることになっている。

¹ https://www.irdai.gov.in/ADMINCMS/cms/whatsNew_Layout.aspx?page=PageNo4728&flag=1

2 | 提案内容

主な変更点のいくつかは、次の領域で提案されている。

1. 資格基準と経験要件
2. 保険会社の義務
3. 事業継続の提供

3 | 具体的な提案

(1) 資格基準と経験要件

提案された規制	現行の規制(2017年以降)
<p>条項3B iii) 生命保険会社の場合、以下の要件を満たす、インドアクチュアリー会 (IAI) のフェローメンバー(正会員)。</p> <p>a. 生命保険の分野で少なくとも12年の経験があり、そのうち少なくとも7年はフェローシップ後(正会員資格取得後)の経験でなければならない。</p> <p>ただし、申請者がインドのアクチュアリー会又はIAIが相互承認協定を結んでいる他の機関又は団体から生命保険の専門家レベルの科目に合格した場合、上記の規則3B(iii)(a)に記載されているフェローシップ後の経験基準を含む経験基準は2年短縮されるものとする。</p> <p>b. 規則3B (iii) (a) で指定されているように、7年又は5年のうち少なくとも3年のフェローシップ後の経験は、インドの生命保険会社の年次法定評価又は商品価格の準備又はレビューを含まなければならない。</p> <p>c. エンベディッドバリューの計算におけるピアレビューアー又は独立アクチュアリー又はパネルアクチュアリー又はレポートングアクチュアリーとしての生命保険の分野での経験、又は当局との関連する経験も、規制3B (iii) (a) 及び規制3B (iii) (b) の目的で考慮されるものとする。</p> <p>d. 少なくとも3年の経験が、中堅又は上級管理職の役割を担っていなければならない。</p>	<p>条項3B iii) 生命保険会社の場合、以下の要件を満たすフェローメンバー：</p> <p>a. 生命保険の専門科目に合格。現在、専門分野とは、インドのアクチュアリー会によって規定されている専門家適用レベルの科目を意味する。</p> <p>b. 生命保険業界での少なくとも10年の関連経験。そのうち、少なくとも5年はフェローシップ後の経験でなければならない。</p> <p>c. 申請者は、生命保険会社の年次法定評価において、フェローシップ後少なくとも3年の経験を有している必要がある。</p>

(2) 保険会社の義務

IRDAI は、保険会社の義務 (Obligations) に焦点を当てた条項も提案しており、提案された規則の条項 12 において、以下の内容が規定されている。

- a. 保険会社は、アポインテッド・アクチュアリーに適切なリソースを提供する。
- b. 十分な保険数理の専門知識を構築又は開発するために、保険会社は、2023年3月31日までに、価格設定及び評価の目的で、アポインテッド・アクチュアリーとは別に少なくとも二人のアクチュアリーを保有する。
- c. 保険会社は、保険会社の様々な機能が、アポインテッド・アクチュアリーがその義務 (duties and

obligations) を遂行する上で適切なサポートを提供することを保証する。

- d. 保険会社は、アポイントド・アクチュアリーが、当局によって発行されたコーポレートガバナンスガイドラインの現存する規定に従って定義された、保険会社の最高リスク責任者（CRO）のような他の役割を果たさないことを保証する。ただし、最高リスク責任者は、アポイントド・アクチュアリーから独立したアクチュアリーであることが望ましいかもしれない。
- e. 保険会社は、アポイントド・アクチュアリーが最高経営責任者に直接報告することを保証する。

(3)事業継続

現行規定をより明確にする形の規定が提案されている。

提案された規制	現行の規制(2017年以降)
条項5 a)いかなる保険会社も、アポイントドアクチュアリーなしで保険／再保険の事業を継続してはならない。この点に関する違反は、1938年の保険法の関連規定に基づいて適切な措置を講じるものとする。 b)当局は、規則5(a)に基づく規定の緩和を求める保険会社の要請に応じて、適切であるとみなされるが1年を超えない期間の緩和を認めることができる。	条項5 保険会社／再保険会社は、アポイントドアクチュアリーなしで1年を超える期間、保険／再保険の事業を継続してはならない。この点に関する違反は、1938年の保険法の関連規定に基づいて適切な措置を講じるものとする。

提案された規則は、承認された場合、「2022年 IRDAI（アポイントド・アクチュアリー）規則」と呼ばれることになる。「2017年 IRDAI（アポイントド・アクチュアリー）規則」及びその後に行われた修正は、新しい規則が施行された日から廃止されることになる。

昨年、IRDAI は、2017年の規則を検討する委員会を任命した。規制当局は、過去数年間にビジネス環境で起こった変化と、アポイントド・アクチュアリーの役割の重要性を念頭に置いて、保険会社において、これらの規制を見直す必要性を認識していた。

3—生命保険・損害保険の再保険問題研究のための TF

IRDAI は、2022年7月7日に、国内の保険普及率を高める目的で再保険支援を検討するために、生命保険セクターと損害保険セクターにそれぞれ1つずつ、合計2つのタスクフォースを設立することを決定したと発表し、その構成員を公表²³した。この決定は、IRDAI と保険業界の責任者が継続的に関与するためのプラットフォームである Bima Manthan で行われた議論から生じたものである。ディスカッションプラットフォームは、IRDAI の「全ての人への保険」という幅広い目的を持ついくつかのイニシアティブの1つである。

タスクフォースの委任事項は、以下の通りとなっている。

- 1 | タスクフォースは、2022年6月30日（生命保険）及び7月1日（損害保険）の Bima Mantha

² https://www.irdai.gov.in/ADMINCMS/cms/whatsNew_Lavout.aspx?page=PageNo4753&flag=1

³ https://www.irdai.gov.in/ADMINCMS/cms/whatsNew_Lavout.aspx?page=PageNo4754&flag=1

中に提起された以下の問題を調査する。

(1)生命保険会社及び再保険会社が直面する問題について調査し、提言を行うためのタスクフォース

- i. 再保険料率の安定化
- ii. 再保険会社に対する、請求、社会及び地方部門の義務、TAT（ターンアラウンドタイム）などのコンプライアンス要件の適用可能性
- iii. 再保険会社による見積もり（quotes）の遅延に関する懸念
- iv. 再保険会社の生命あたりのキャパシティの制約
- v. 任意再保険サポートの提供
- vi. FRN（ファイリング参照番号）の発行プロセス
- vii. 社会保険制度（COVID、Pradhan Mantri Jeevan Jyoti Bima Yojna（政府支援定期生命保険制度）等）の再保険サポート
- viii. 死亡リスクの証券化
- ix. 金融再保険ソリューション
- x. 再保険会社と CBR（Cross Border Reinsurers：国境を越えた再保険会社）間の決済と支払いのデジタルメカニズム（交換）の高速化

(2)損害保険会社及び再保険会社が直面する問題について調査し、提言を行うためのタスクフォース

- i. 義務的出再（手数料は業界のコスト構造と利益委員会の方法論を反映していない）
- ii. 再保険会社に対する請求、社会及び地方部門の義務、TAT などのコンプライアンス要件の適用可能性
- iii. 優先順位に関する提案
- iv. 再保険会社による見積もりの遅延に関する懸念
- v. CBR の出再上限
- vi. FRN 発行プロセス
- vii. 保険会社のための国内条約への参加
- viii. 比例条約におけるイベント制限に関する事項
- ix. 社会保険制度（COVID、PMSBY、プール等）の再保険サポート
- x. 新たなリスク移転ソリューション（ART、ILS、CAT ボンド等）の紹介
- xi. 再保険会社と CBR 間の決済と支払いのデジタルメカニズム（交換）の高速化

2 | 上記の、リストアップされた問題に関連する可能な解決策を推奨する。

3 | テーマに関連するその他の事項を調査する。

なお、タスクフォースは、問題に関連する議論のために専門家を招待することができる。

また、タスクフォースは、IRDAI 命令の日付である 2022 年 7 月 7 日から 3 週間以内に報告書を提出することが求められた。

4—管理費に関する規則の変更

IRDAI は、2022 年 8 月 1 日と 8 月 2 日に、それぞれ、損害及び健康保険業務、生命保険業務を処

理する保険会社の管理費用に関する規則の見直しを提案している⁴⁵。

「2022年 IRDAI（生命保険事業を取り扱う保険会社の管理の費用）規則」の草案によると、例えば、以下のような変更が提案されている。

- ・管理費（EOM）の制限の遵守は、セグメントベースではなく、パー、ノンパー及びリンクビジネスの全体的な集計ベースになる。
- ・区分ベースでの不遵守に対する猶予を求める規定の廃止
- ・事業期間が10年までの保険会社に対する追加手当
- ・漸進的な農村部門及び指定されたスキームに対する追加手当
- ・Insurtech、Ind AS（インド版 IFRS）及び Insurance Awareness⁶の実装で発生した費用に対する追加手当
- ・コンプライアンスの基礎となる EOM に関する取締役会の承認政策
- ・その他のコンプライアンス要件の合理化

5—その他の形態の資本(OFC)の発行に関する規則の変更

IRDAI は、2022年8月2日に、保険会社によるその他の形態の資本（Other Forms of Capital : OFC）の発行に関する現在の規制の見直し案を公表した⁷。

「2015年 IRDAI（その他の形態の資本）規則」の改訂版である「2022年 IRDAI（その他の形態の資本）規則」の草案によると、以下のような変更が提案されている。

- ・OFCの発行を通じてリソースを調達する当局の事前承認の中止
- ・条件付き（ソルベンシー比率が180%以上）で、既存の OFC のコールオプションを行使するための事前承認の中止
- ・保険会社が OFC リソースを引き上げることができる上限の改訂（払込済株式資本と有価証券プレミアムの総額の50%、又は純資産の50%、の低い額）
- ・保険会社の取締役会は、規則の順守を保証する責任を負う。
- ・その他のコンプライアンス要件の合理化

6—保険仲介業者に関する規則の変更

IRDAI は、2022年8月3日に、見込み客と保険契約者が保険を購入する際により広いアクセスを持つことを可能にするオープンアーキテクチャを促進し、国の隅々まで保険の範囲を拡大するために、「2015年 IRDAI（法人代理店の登録）規則」及び「2015年 IRDAI（保険販売会社の登録）規則」を見直して、新たな「2022年 IRDAI（保険仲介業者）規則」とする草案を公開した⁸。

⁴ https://www.irdai.gov.in/ADMINCMS/cms/whatsNew_Layout.aspx?page=PageNo4771&flag=1

⁵ https://www.irdai.gov.in/ADMINCMS/cms/whatsNew_Layout.aspx?page=PageNo4774&flag=1

⁶ 保険制度に対する意識・認知を高めるためのキャンペーン。インドでは4月19日が「Insurance Awareness Day」となっている。

⁷ https://www.irdai.gov.in/ADMINCMS/cms/whatsNew_Layout.aspx?page=PageNo4775&flag=1

⁸ https://www.irdai.gov.in/ADMINCMS/cms/whatsNew_Layout.aspx?page=PageNo4777&flag=1

これを通じて、これら 2つの規則にもたらされることが提案されている主な変更点は、以下の通りである。

- ・法人代理店の保険会社との提携の上限を、従来の保険の各カテゴリ 3つから、保険の各カテゴリ 9つに引き上げる。
- ・保険販売会社（Insurance Marketing Firms : IMF）の保険会社との提携の上限を、既存の各保険カテゴリ 2つから各保険カテゴリ 6つに引き上げる。
- ・コーポレートエージェント（損害保険）が、全ての保険を合わせたリスク当たり 5 千万ルピーを超えない保険金額の商品の商用ラインをカバーする制限の撤廃

7—保険会社の投資ルールの変更

IRDAI は、2022 年 8 月 3 日に、保険会社の投資ルールの大幅な変更を提案している⁹。

これによると、例えば、以下の変更を検討している。

- ・保険会社がインフラ投資信託（InVIT）、不動産投資信託（REIT）、追加の Tier 1（AT1）債券などの債務証券に投資するための基準の改訂
現在、保険会社は任意の格付けの InVIT 又は REIT の債券に投資できるが、商品の格付けが AA を超えると評価されたものは「承認された投資」となるが、AA 未満の場合、「承認された投資以外」の一部になる。
- ・ヘッジのみを目的としたエクイティデリバティブの許可
- ・保険会社が銀行、金融サービス、保険（Banking, Financial Services and Insurance : BFSI）企業に投資する上限を、資産の 25%から 30%に引き上げる。

8—保険分野における Ind AS/IFRS の導入に関する専門委員会

IRDAI は、国際会計基準審議会（IASB）によって策定された IFRS 第 17 号（保険契約）に相当するインドの保険契約に関する新しい基準を含む、保険部門における Ind AS（インド版 IFRS）の実施に取り組んできたが、2022 年 8 月 22 日に、Ind AS/IFRS の実施に伴う運用の複雑さと懸念を考慮して、実施の問題に対処するために、インド勅許会計士協会（ICAI）、インドアクチュアリー会（IAI）及び保険業界を含む専門委員会を設立することを決定した、と公表している¹⁰。

専門委員会は、以下の委任事項に取り組む。

- a. Ind AS/IFRS の効果的な実施に向けて取られる可能性のあるステップと、フェーズごとのタイムライン
- b. Ind AS/IFRS を実装する際の主要な解釈（ベストプラクティス）に関する推奨事項
- c. 2022 年 9 月 30 日に発効する半年ベースで作成されるプロフォーマ財務諸表に関する勧告

⁹ https://www.irdai.gov.in/ADMINCMS/cms/whatsNew_Layout.aspx?page=PageNo4776&flag=1

¹⁰ https://www.irdai.gov.in/ADMINCMS/cms/whatsNew_Layout.aspx?page=PageNo4793&flag=1

- d. Ind AS/IFRS に準拠した財務情報開示に関する推奨事項と、即時に適用される可能性のある情報開示
- e. 各専門機関からのガイダンスノート、APS¹¹及び教育資料の要件
- f. 移行活動から生じる重要な問題や懸念への対処
- g. Ind AS/IFRS の効果的な導入に必要と考えられるその他の問題

9—保険代理店手数料に関する規制

IRDAI は、2022 年 8 月 22 日に、保険代理店及び保険仲介人への手数料又は報酬の支払いに関する規制の変更に関する草案を公開している¹²。

これは、「2022 年 IRDAI（保険代理店及び保険仲介人への手数料又は報酬又は報奨金の支払い）規則」と呼ばれるもので、保険代理店及び保険仲介人への手数料又は報酬の上限を提案している。

これによると、市場のイノベーションに対する規制の対応力を強化し、保険会社が新しいビジネスモデル、商品、戦略及び内部プロセスを開発するのを促進し、規制の目的を達成しながら規制を容易に遵守できるようにするため、また保険普及率を向上させる目的で、保険会社の成長への願望と絶えず変化する保険ニーズに基づいて費用を管理する柔軟性を保険会社に提供するために、今回の改正提案を行う、と述べている。

具体的には、これらの規則の適用に関して、例えば以下の規定がなされている。

第 4 項：適用範囲

- (b) 全ての保険者は、会社の取締役会によって承認される保険代理店及び保険仲介人への手数料又は報酬又は報奨金の支払いについて、明確に記述された方針を持たなければならない。
- (c) 取締役会の承認方針は、経験に基づいて毎年見直されるものとする。
- (d) 手数料又は報酬又は報奨金の支払いに関する方針の目的には、以下の方法による保険代理店及び保険仲介人の業績の向上が含まれるものとする。
 - (i) 国内の保険普及率と密度を高める。
 - (ii) 保険契約者の利益になる。
 - (iii) 事業戦略に見合ったものである。
 - (iv) 業務遂行のコスト効率を高め、保険業務の管理を簡素化する。
 - (v) それぞれに置かれた相対的な重要度を示す。

第 5 項：適用性

- i. これらの規制は、「2015 年 IRDAI（マイクロ保険）規則」に基づいて指定された保険商品及び当局が随時指定するその他の保険商品には適用されないものとする。
- ii. 保険会社が保険契約を直接販売する場合、手数料又は報酬は、保険代理店又は保険仲介人に支払われない。保険会社は、取締役会が承認した方針で指定されているように、そのような保険契約者の

¹¹ Actuarial Practice Standards（アクチュアリー実務基準）

¹² https://www.irdai.gov.in/ADMINCMS/cms/whatsNew_Layout.aspx?page=PageNo4794&flag=1

保険料を必ず割引するものとする。

iii. 保険者が提供する政府保険制度に基づいて支払われる最高の手数料又は報酬は、政府制度／通知に指定されているものとする。

第6項：保険者による個人保険代理店への手数料、保険仲介人への報酬、個人保険代理店及び保険仲介人への報奨金

i. 保険代理店又は保険仲介人に支払われる手数料又は報酬又は報奨金は、取締役会が承認した方針に基づいて保険会社が決定するものとする。

ii. 生命保険会社が提供する健康保険商品を含む生命保険商品に基づいて支払われる手数料、報酬、報奨金又はその他の方法で支払われる最高額は、次の通りである。

(a) 前会計年度の実際の管理費（EOM）が許容 EOM 制限の 70 %を超えていない場合、生命保険会社は取締役会の承認を得て、その会計年度について次のことを選択するものとする。

- (1) スケジュール I に従って手数料制限を採用する、又は
- (2) 取締役会が承認した方針に従って手数料制限を採用する。

(b) 前会計年度の実際の管理費（EOM）が許容 EOM 制限の 70 %を超える場合、生命保険会社はその会計年度のスケジュール I に従って、制限を遵守するものとする。

iii. 損害保険会社が提供する健康保険商品を含む損害保険商品に基づいて支払われる手数料、報酬、報奨金又はその他の最大額は、その会計年度にインドで計上された総保険料の 20%を超えてはならない。

iv. 独立した健康保険会社が提供する健康保険商品に基づいて支払われる手数料、報酬、報奨金又はその他の最大額は、その会計年度にインドで計上された総保険料の 20%を超えてはならない。

ここで、スケジュール I は、以下の通りとなっている。

表- I: 保険料のパーセンテージとして支払われる手数料、報酬、報奨金又はその他の最高額

生命保険の商品区分	保険代理店又は保険仲介人に支払われる手数料又は報酬又は報奨金又はその他の方法による最高額	
	一時払／初年度保険料	更新保険料
一時払保険料	2%	適用なし
グループファンドベース	0.50%	適用なし
繰延年金／年金を含む全期払保険料又は短期払保険料の支払い	20 %	10 %

注: -上記のスケジュール I の表 I に規定されている上記の限度額は、スケジュール I の表 I に指定されている「生命保険商品区分」のポートフォリオのレベルにおいてとなる。

表- II: 全期払保険料／短期払保険料契約に対する追加の手数料又は報酬の支払い

契約が有効な年数	保険代理店又は保険仲介人に支払われる追加の手数料又は報酬の最大額は以下の通り。
5年	5年目末に支払った総保険料の2%
10年	10年目末に、5年目から10年目までに支払われた保険料総額の2%
15年	15年目末に、11年目から15年目までに支払われた保険料総額の2%

この規則によれば、実際の管理費（EOM）が許容される EOM 制限の 70 %を超えていない生命保険会社は、取締役会の承認を得て、カスタマイズされた手数料構造を設計することが可能になる一方で、EOM 比率が 70%を超えている生命保険会社は、その比率を 70%未満とすることが動機付けられ

ることになる。

これにより、大規模な銀行窓口販売チャンネルを有する生命保険会社等には有利に働くものの、小規模な生命保険会社は市場シェアを失う可能性がある懸念されている。

10—再保険に関する規則

IRDAI は、2022 年 10 月 21 日に、再保険に関する規則の修正提案として「2022 年 IRDAI（再保険）（修正第 1 号）規則」の公開草案を公表している¹³。

これによると、以下の変更等が提案されている。

- a. アドバンス再保険プログラムの提出に関するコンプライアンス要件を軽減する。
- b. 再保険事業を行う際の優先順位を修正する。
- c. 国境を越えた再保険会社と取引を行いながら、出再者の出再制限を引き上げる。
- d. 新しい外国再保険支店（FRBs）に関して割り当てられた資本制限要件を引き下げる。
- e. 国際金融サービス センター保険事務所（IIO）¹⁴への再々保険は、FRB の自己保有要件にカウントされる。

11—まとめ

以上、今回のレポートでは、Shri Debasish Panda 氏の長官就任後のここ 8 カ月の IRDAI の動きの中から、具体的な規制改革の草案の概略等を報告してきた。

急速に発展しているインドの保険市場ではあるが、さらなる発展のために、新たな規制の策定や既存の規制の緩和・見直し等が求められている。IRDAI のイニシアティブは、現在 4.2%となっている保険普及率（=対 GDP 保険料比率）を 2027 年までに 8~10%とすることを目指している。これらを通じて、インドは今後 10 年で、保険料収入規模において世界第 6 位の保険市場になることが想定されている。

新たな長官の下での IRDAI による保険規制改革の動きは、インドの保険市場に興味・関心を有する関係者にとって極めて注目度の高い事項である。

今後ともその動向を引き続き注視していくこととしたい。

以 上

¹³ https://www.irdai.gov.in/ADMINCMS/cms/frmGeneral_Layout.aspx?page=PageNo4844&flag=1

¹⁴ IIO（International Financial Service Centre Insurance Offices）は、IRDAI によって許可された元受保険業務又は再保険業務を行う支店